

玉川発電事務所

浄化槽清掃及び保守点検業務委託

08-DT-A2

特記仕様書

令和8年度

秋田県玉川発電事務所

## 1 委託概要

玉川発電事務所と待機宿舎の浄化槽清掃及び保守点検を行うものである。

## 2 履行場所

仙北市田沢湖田沢字鑑畑地内

- ・玉川発電事務所 仙北市田沢湖田沢字鑑畑 8 - 1
- ・待機宿舎 仙北市田沢湖田沢字鑑畑 4 2 - 1

## 3 委託内容

- (1) 浄化槽清掃 玉川発電事務所 1回、待機宿舎 1回  
し尿くみ取りを実施し、槽内、付属装置の清掃を行う
- (2) 浄化槽保守点検 玉川発電事務所 4回、待機宿舎 4回  
点検内容については、次のとおり
  - ① 使用準測の遵守状態
  - ② 沈殿分離槽の状態
  - ③ 嫌気ろ床槽の状態
  - ④ ばっ気槽の状態(槽内の水質(水温、水素イオン濃度、溶存酸素)測定を含む)
  - ⑤ 沈殿槽の状態
  - ⑥ 消毒槽の状態
  - ⑦ ばっ気ブロワの状態
  - ⑧ 放流水の水質測定(水温、水素イオン濃度、透視度、残留塩素)

## 4 浄化槽設備仕様

### (1) 玉川発電事務所

- ① 浄化槽方式 . . . 担体流動浮上濾過方式 (18人槽)
- ② 容量 . . . 6.440 m<sup>3</sup>
- ③ 数量 . . . 1基

### (2) 待機宿舎

- ① 浄化槽方式 . . . 分離接触ばっ気方式 (25人槽)
- ② 容量 . . . 4.378 m<sup>3</sup>
- ③ 数量 . . . 1基

## 5 提出書類

- (1) 点検報告書
- (2) 清掃作業報告書
- (3) 清掃作業写真
- (4) 業務完了届

※作業計画書については不要とする。

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあつては「浄化槽法」その他関係法令を遵守し、環境衛生上の諸注意に留意しなければならない。
- (2) 業務責任者は浄化槽管理士の資格を有すること。
- (3) 緊急時における連絡体制を構築し、事故等の際はすみやかに報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要の都度協議するものとする。